

令和五年六月二十日受領
答弁第八七号

内閣衆質二二一第八七号

令和五年六月二十日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員鈴木庸介君提出高速道路料金の車種区分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木庸介君提出高速道路料金の車種区分に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「これを採用する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に「高速道路の料金体系」の「分類を細分化する」ことを意味するものであるとすれば、令和五年四月五日の衆議院国土交通委員会において、丹羽国土交通省道路局長が「この車種区分の在り方については、令和三年の八月の国土幹線道路部会の中間答申におきまして、車両諸元、また、高速道路の利用状況が変化してきたということ踏まえまして、二輪車を含めて、車種間の不公平感が生じないように検討する必要があるというふうにしたところをごいまして、最新のデータに基づきまして、当時定めた車種区分を改めて精査する必要があるというふうに思っております。同時に、高速道路料金というのは、建設、管理に要する総費用を、料金の徴収期間で料金収入で償うように設定するという事になっております。二輪車の料金水準、これを引き下げた場合の減収分については、他の車種によって償う必要があることにも留意する必要があると思っております」と答弁したとおりであり、お尋ねの「問題点などあるか」については、他の車種に与える影響を含め、検討すべきものと考えている。

二について

二輪車に係る高速道路の料金の割引については、現在、観光振興等を目的とした二輪車定率割引等を実施しているが、御指摘の「ETCの搭載の自動二輪に関しては、時期や走行距離を問わず恒常的に割引を適用」するか否かについては、その効果等を考慮した上で、検討すべきものと考えている。